



指定給水装置工事事業者のみなさまへ

宇都宮市上下水道局より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります

※ 政令の規定により、旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	令和2年9月29日まで
H11.4.1～H15.3.31	令和3年9月29日まで
H15.4.1～H19.3.31	令和4年9月29日まで
H19.4.1～H25.3.31	令和5年9月29日まで
H25.4.1～R1.9.30	令和6年9月29日まで

・更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、ダイレクトメールにて通知をします。なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

・窓口の集中を避けるため、左表からさらにグループ分け(手続き期間の設定)を行います。(別途通知)

●指定更新の要件は新規指定と同様です

※水道法第25条の3(指定の基準)を準用

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

必要書類

- ・ 様式第1及び第2
- ・ 機械器具調書
- ・ 定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・ 選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

●指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ①指定給水装置工事事業者の講習会(事務連絡会)の受講実績
⇒書類不要(講習会の記録により局で確認するため)
- ②指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
⇒変更がある場合のみ書類を提出
- ③給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
⇒必要書類有(外部研修及び自社内研修の受講実施履歴)
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
⇒必要書類有(施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無)

◇更新申請についてのお問い合わせは
工事受付センター 接続工事受付グループ TEL:028-633-3164